

定 款

(2025年 6 月)

株式会社 **ダイヘン**

株式会社ダイヘン定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社ダイヘンと称し、
英文では DAIHEN CORPORATIONと表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①変圧器、溶接機、その他一般機械器具の製造、修理、売買、輸出入ならびにこれに関連する工事請負
- ②機械器具用諸材料の売買
- ③ソフトウェアの作成ならびに売買
- ④スポーツ施設、駐車場の経営および倉庫業
- ⑤前各号に付帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関の設置）

当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1億8百万株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第9条（単元未満株式の買増請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

第11条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

第13条（総会招集権者および議長）

- ①株主総会の招集権者および議長は、予め取締役会の定めた取締役がこれにあたる。
- ②前項の取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

第14条（決議方法）

- ①株主総会の決議は、法令または定款に定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- ②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

- ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ②当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第17条（員数）

当社の取締役は12名以内とする。

第18条（選任）

- ①取締役は、株主総会において選任する。
- ②取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第19条（任期）

- ①取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- ②補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了するときまでとする。

第20条（代表取締役および役付取締役等）

- ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- ②取締役会は、その決議によって取締役または執行役員の中から会長、社長、副社長、専務、常務等を選定することができる。

第21条（取締役会）

- ①取締役会の招集権者および議長は、予め取締役会の定めた取締役がこれにあたる。
- ②前項の取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順位により、他の取締役がこれに代る。
- ③取締役会の招集の通知は、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ④取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ⑤取締役会に関する事項は、法令または定款に定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

第22条（員数）

当会社の監査役は5名以内とする。

第23条（選任）

- ①監査役および補欠監査役は、株主総会において選任する。
- ②監査役および補欠監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

第24条（任期）

- ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第25条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第26条（監査役会）

- ①監査役会招集の通知は、会日から3日前までに各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ②監査役会に関する事項は、法令または定款に定めがある場合のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第6章 取締役および監査役の責任免除

第27条（損害賠償責任の一部免除）

- ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第28条（事業年度）

当社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第29条（剰余金の配当）

- ①株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
- ②前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第30条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第31条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

以 上

定 款 変 更 の 沿 革

1931年12月24日	本店の所在地変更
1935年12月30日	公告の方法、取締役会および監査役の定員変更
1939年12月26日	公告の方法、名義書換および総会の議事録変更
1941年 8 月 5 日	株式の総数変更
1941年12月26日	営業年度変更
1942年12月24日	公告の方法変更
1944年 6 月26日	取締役および監査役の報酬変更、納税積立金設置
1944年 9 月28日	株式の総数変更
1944年11月24日	公告の方法、総会の議長、取締役および監査役の定員変更
1946年 6 月25日	公告の方法、額面株式の1株の金額、総会の議長、役付取締役および代表取締役変更
1947年12月24日	目的、取締役および監査役の定員変更
1949年 2 月24日	株式の総数、株券の種類、1株の払込金変更
1949年12月22日	目的、株券交付手数料変更
1950年 6 月22日	株式の総数、額面株式の1株の金額変更
1950年 9 月20日	譲渡制限削除
1951年 8 月14日	株券の種類、取締役および監査役の報酬変更
1952年12月26日	目的、株式の総数変更
1955年 9 月 5 日	株式の総数、株主名簿の閉鎖、未発行株式の新株引受権変更
1956年12月22日	株式の総数、株券の種類変更
1958年12月23日	株式の総数、取締役会長および代表取締役変更
1960年 6 月29日	名義書換代理人の設置
1961年 6 月27日	株式の総数、取締役および監査役の定員変更
1964年 6 月25日	目的、招集の時期、総会の議長、取締役および監査役の定員、役付取締役および代表取締役変更
1969年 6 月27日	本店所在地、公告の方法、株式の総数変更
1972年12月26日	利益配当金の支払変更

1974年12月26日	営業年度、株主名簿の閉鎖、招集の時期、中間配当、その他変更（商法改正に伴う変更）
1982年7月29日	株式の総数、額面株式の1株の金額および1単位の株式の数、株券の種類、基準日および株主名簿の閉鎖、株式の取扱、名義書換代理人、総会招集者および議長、議決権の代理行使、取締役および監査役の定員、取締役および監査役の選任、取締役および監査役の報酬、利益配当の支払、その他変更（商法改正に伴う変更）
1985年12月1日	商号変更
1986年7月23日	基準日および株主名簿の閉鎖、招集の時期、営業年度、利益配当金の支払、中間配当、転換社債の転換の時期変更
1991年6月27日	目的、記名株式、基準日および株主名簿の閉鎖、名義書換代理人、利益配当金の支払、中間配当、その他変更（株券等の保管振替制度実施および商法改正に伴う変更）
1994年6月29日	監査役の定員および任期、監査役および監査役会、その他変更（商法改正に伴う変更）
1998年6月26日	自己株式の取得、株式の総数、公告の方法および株主名簿の閉鎖、その他変更（商法改正に伴う変更）
2000年6月29日	自己株式の取得、その他変更（商法改正に伴う変更）
2001年6月28日	株式の総数、取締役の定員変更
2002年6月27日	自己株式の取得、額面株式の1株の金額および1単位の株式の数、基準日、株式の取扱、名義書換代理人、議決権の代理行使、取締役の選任、監査役の選任、利益配当金の支払、中間配当、転換社債の転換の時期、附則変更（商法改正に伴う変更および条数変更）
2003年6月27日	名義書換代理人、決議方法、監査役の任期変更（商法改正に伴う変更）
2004年6月29日	自己株式の取得、単元未満株式の買増し（商法改正に伴う変更および条数変更）

2006年 6 月29日	電子公告制度導入、発行可能株式総数の増加、総会参考書類のインターネット開示、取締役会決議に関する規定その他会社法施行に伴う変更（会社法施行に伴う変更および全般に亘る見直し整理）
2008年 6 月27日	取締役および監査役の責任免除の規定を新設
2009年 6 月26日	「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」施行（株券の電子化）に伴う、条文および字句の形式的な変更（規定の削除、条数の繰上げ）と、条文の整備
2011年 6 月29日	補欠監査役の選任要件を明確にするための所要の変更およびその選任に係る決議の有効期間に関する規定を新設
2018年10月 1 日	単元株式数の変更および株式併合に伴う発行可能株式数の減少
2020年 6 月25日	社長を取締役だけでなく執行役員からも選定できるよう規定
2022年 6 月28日	「会社法の一部を改正する法律」施行（株主総会参考書類の電子提供制度）に伴う変更（規定の削除および新設）および施行時期に関する附則の変更
2025年 6 月26日	取締役の任期を2年から1年に短縮する変更